

## 利益相反管理方針

### 1. 目的

ヴァンテージ・キャピタル・マーケッツ・ジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）は、金融商品取引法および金融商品取引業等に関する内閣府令の規定に基づき、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます。）を特定および類型化し、お客様の利益が対象取引によって不当に害されることのないよう対象取引を管理する体制を以下のとおり構築します。

### 2. 対象取引の特定・類型方法

当社が管理の対象とする利益相反の対象取引を特定および類型は、以下とします。

- 当社の利益と当社の顧客の利益とが相反する、又は当社のある顧客の利益と当社の別の顧客の利益とが相反する状況
- 顧客に対して負う忠実義務を妨げるおそれのある利益相反行為に関与し又はそのような恐れのある取り決めを行うこと。
- 顧客の利益よりも他の顧客を優先する経済的その他の原因が生じる場合
- 取引の構造上、利益相反を誘発する合理的可能性があるとして認められる取引
- 取引の構造上、利益相反を誘発する合理的可能性があるとして認められないが、取引に関して、取引の態様によっては、利益相反を誘発する可能性があるとして認められる取引。

### 3. 管理方法

- 顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて開示
- 取引の条件又は方法を変更
- 部門の分離その他の情報隔壁・情報遮断
- 片方の取引の中止
- 情報共有者のモニターリング

### 5. 改 廃

本方針の改廃は、経営委員会の承認による

### 6. 附則

本方針は、当社が行う第一種金融商品取引業の登録を完了した日から施行する。